

うすねニュースポーツクラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは、「うすねニュースポーツクラブ」(以下、「クラブ」という。)と称し、事務局を沼田市薄根公民館内に置く。

(目的)

第2条 健康志向の高まりを背景に生涯スポーツに対するニーズが一段と高まり、多様化している中、クラブは、健康づくりから競技者育成まで個々の目的やレベルに応じたニュースポーツの指導並びに普及と愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの推進に関すること。
- (2) ニュースポーツの指導に関すること。
- (3) 指導者講習会及び教室の開催
- (4) 安全で快適なスポーツ活動のサポート
- (5) 親睦を図るための事業の開催及び参加
- (6) その他クラブの目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 クラブは、沼田市内に在住する者及びクラブの目的に賛同するスポーツクラブチーム並びに団体、個人をもって組織する。

(会員)

第5条 クラブの会員は、次のとおりとし、会費を納入するものとする。

- (1) スポーツ愛好者及び指導者
- (2) クラブが登録を認めた団体

(役員)

第6条 クラブに次の役員を置く。

- | | | | |
|--------------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (5) 顧 問 | 若干名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 | (6) 監 査 | 2 名 |
| (3) クラブマネジャー | 若干名 | (7) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 運営委員 | 若干名 | (8) 事務局員 | 若干名 |

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員の任期が満了となっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員を選任)

第7条 クラブの役員は、総会において選任する。

(会議)

第8条 クラブの会議は、総会及び運営委員会とする。

(運営委員会)

第9条 クラブに運営委員会を置き、クラブのすべての機関を掌握し、事業の計画及び運営に関する事項を協議し、決定する。

(会長・副会長の任務)

第10条 会長は、クラブを代表するとともに、総会及び運営委員会を招集し、その議長に当たるほか、クラブの経営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(監査の任務)

第11条 監査は、クラブの業務の執行状況及び財産の状況を監査する。

(事務局の任務)

第12条 事務局には、事務局長及び事務局員を置き、クラブ運営の事務に当たる。

(資金)

第13条 クラブの資金は、次のものをもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国・県・市からの補助金
- (4) 寄付金・協賛金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第14条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事故の責任)

第15条 会員は、クラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これを無視して盗難、傷害等の事故が起きても、クラブ及び指導者等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第16条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。未加入の者はクラブ入会時にスポーツ安全保険に加入する。

- 2 クラブは、活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。
- 3 未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

(細則)

第17条 この規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議により別に定める。

(規約の改正)

第18条 この規約は、総会において改正することができる。

附 則

この規約は、平成15年12月 3日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 5月24日から施行する。